

## 都民税配当割の改正に関するお知らせ

平成22年1月1日から、源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割の特別徴収の特例が設けられます。

平成22年1月1日から、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収ありを選択した特定口座）へ上場株式等の配当等を受入れることが可能となります。株主等が源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等を受入れることで、源泉徴収選択口座内にて上場株式等の譲渡損失との損益通算が自動的に行われるようになります。

これに伴い、地方税法等の改正が行われ、源泉徴収選択口座内に受け入れた上場株式等の配当等（以下、「源泉徴収選択口座内配当等」と言います。）に係る道府県民税配当割の特別徴収の特例が設けられるとともに、都民税配当割に「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割」という区分が新たに設けられました。

### <源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割の特別徴収の特例の概要>

課税対象	源泉徴収選択口座内に受け入れた上場株式の配当等
納税義務者	源泉徴収選択口座内配当につき支払を受ける個人で、当該源泉徴収口座内配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において都道府県内に住所を有する者
課税標準	源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額
税率	5%（平成22年1月1日から平成23年12月31日までは3%） ※所得税は別途15%（平成22年1月1日から平成23年12月31日までは7%）
納税方法 （特別徴収）	源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う金融商品取引業者等（証券会社等）が、源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う際に、その源泉徴収選択口座内配当等の金額の5%（平成23年12月31日までは3%）相当額の配当割額を徴収し、1年間に徴収した配当割額を翌年1月10日までに、当該源泉徴収選択口座内配当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在当該納税義務者の住所所在の都道府県に納めます。  ※上場株式等の譲渡損失等の損益通算について 上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収選択口座内に上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失（以下、「譲渡損失」）の金額があるときは、源泉徴収選択口座内で支払を受けた上場株式等の配当の総額からその譲渡損失を控除（損益通算）し、その損益通算後の金額をもとに特別徴収税額が計算されます。  源泉徴収口座内での譲渡損失と配当所得との損益通算は、その年の年末に行われます。損益通算の結果、翌年1月初旬に配当等から源泉徴収された税金が還付されます。

<源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割の納入申告>

特別徴収した源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割は、都道府県ごとに取りまとめ、専用の納入申告書によりそれぞれの都道府県に納入申告します。

納入申告先の都道府県	源泉徴収選択口座内配当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在当該納税義務者の住所所在の都道府県
納入申告期限	<p>特別徴収した日の属する年の<b>翌年1月10日</b>                      (1月10日が土日祝日に該当する場合は、これらの日の翌日)</p> <p>※ただし、次に該当する場合は事由の発生した翌月10日が納入申告期限となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別徴収義務者の営業の譲渡により、当該源泉徴収選択口座に関する事務がその譲渡を受けた特別徴収義務者の営業所に移管された場合</li> <li>2 特別徴収義務者の分割により当該源泉徴収選択口座に関する事務が、その分割による資産および負債の移転を受けた特別徴収義務者の営業所に移管された場合</li> <li>3 特別徴収義務者が解散又は事業の廃止をした場合</li> <li>4 源泉徴収選択口座につき特定口座廃止届出書の提出があった場合。</li> <li>5 源泉徴収選択口座につき選択口座開設者死亡届の提出があった場合。</li> </ol> <p><b>歳入取扱金融機関の領収印の日付をもって、納入申告書の提出があったものとみなします。なお、納入申告期限までに納入申告がされなかった場合、税額に応じた加算金や、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じた延滞金が課されます。</b></p>
納入申告の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 納入申告書を各納入申告先の都道府県の歳入取扱金融機関に提出して納入してください。</li> <li>2 納入申告書は4枚複写となっていますので、はがさずに4枚とも歳入取扱金融機関の窓口へ提出してください。</li> </ol>
納入申告書の入手方法	<p>全国統一様式ですので、納入先の都道府県ごとに個別に取り寄せる必要はなく、最寄の都道府県の課税事務所に各納入先の都道府県分を一括して請求してください。</p> <p>都における請求先 <b>中央都税事務所都民税利子割係 (03-3553-2158)</b></p>

納入申告書記載の仕方

○ 特別徴収税額計算書

欄	記載の仕方
課税	交付された源泉徴収口座内配当等の配当所得の総額を「支払金額」の項に、その「支払金額」の欄に記載した金額について特別徴収した配当割額を「税額」の項に記載します。
還付税額	「税額」の項には、源泉徴収口座内配当等の配当所得と上場株式等の譲渡損失を損益通算した結果、還付した配当割額を記載します。また、同欄の「支払金額」の項にはその還付税額に対応する支払金額を記載します。
非課税等	「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、源泉徴収口座内配当等のうち配当割が課されないもの又はこれを免除されているものを記載します。

